

船舶事故調査報告書

令和7年3月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（定置網）
発生日時	令和6年3月6日 05時35分ごろ
発生場所	宮城県石巻市金華山瀬戸 陸前黒埼灯台から真方位033° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯38° 17.3′ 東経141° 32.0′）
事故の概要	プレジャーボート ^{サン ルーカス} San Lucasは、航行中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年3月13日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート San Lucas、9.7トン
船舶番号、船舶所有者等	235-48189新潟、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 両舷プロペラ翼に曲損 定置網 ロープに切損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：うねり 波向北東、波高約0.5～1.0m 日出時刻：05時59分ごろ、常用薄明開始時刻：05時32分ごろ 石巻市には、3月5日20時33分に強風注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、京浜港横浜区から新潟県新潟港まで回航する目的で、石巻市金華山南方沖を北進していた。</p> <p>船長は、3月5日21時ごろ金華山の西方に位置する金華山瀬戸付近に到着し、錨を船首から投入するとともに、錨索を約30m伸出して本船を錨泊させた後、仮眠をとった。</p> <p>船長は、6日04時30分ごろ目を覚まして錨索の状態を確認したところ、北東方からのうねりの影響で錨泊開始時に約3.5mあった錨索の残りが約3.0mにまで減少していたので、このままでは錨索が切断される危険を感じ、揚錨した後、錨泊場所を南方へ移動させることとした。</p> <p>本船には、レーダー及びGPSプロッターが装備されており、船長は、本事故当時、レーダーは使用せずにGPSプロッターを使用して同プロッターの画面で船位を確認しながら本船を航行させた。</p> <p>船長は、本船を石巻市牡鹿半島黒埼東方沖まで南進して移動させたものの、更にうねりが高くなってきたので、再度錨泊場所まで戻ろうと思い、約10ノットの対地速力で北進していたところ、突然プロペラに衝撃を感じた。</p>

船長は、すぐに主機のクラッチを中立にして本船の周囲を確認したところ、定置網の敷設場所を示す黄色のブイが並んでいるのを認め、小型定置網（以下「本件定置網」という。）に乗り揚げたことに気が付き、本事故の発生を海上保安庁に通報した。

（図 1 参照）

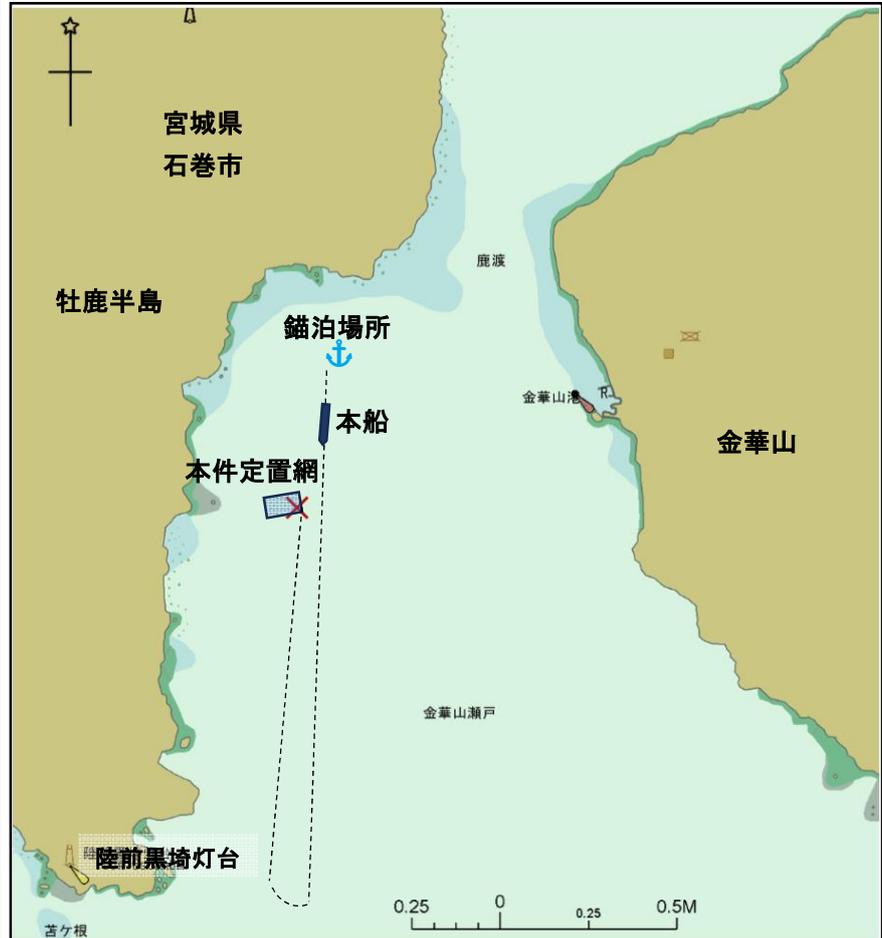


図 1 事故発生経過概略図

船長は、海上保安庁からの連絡を受けて駆けつけた本件定置網の所有者に救助され、本船は、後日、本件定置網の所有者の船舶などにより、本件定置網から引き出された後、修理のため宮城県塩竈市内のマリーナに自力で向かった。

船長は、本船のGPSプロッターに大型定置網の敷設情報を入力していたが、本件定置網のような小型定置網の敷設情報を入力しておらず、また、付近海域の定置網の敷設状況を海上保安庁のウェブサイト「海洋状況表示システム」*1など事前に確認していなかった。

本件定置網には、夜間でも識別可能な標識灯が設置されていなかった。

分析

本船は、金華山瀬戸を北進中、船長が、GPSプロッターに表示さ

*1 「海洋状況表示システム」とは、海洋関係機関が収集・保有している海洋情報を集約し、衛星情報や海上気象の情報などを地図上で重ね合わせて表示させる海上保安庁によるインターネットサービスをいう。

	<p>れている大型定置網の存在は知っていたものの、付近海域の定置網の敷設状況を海洋状況表示システムなどで事前に確認していなかったことから、本件定置網の存在に気付かず航行を続け、定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、夜間、目視及び大型定置網の敷設情報のみが入力されているGPSプロッターの画面を頼りに航行を続けていたことから、標識灯が設置されていない本件定置網に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、日出前の薄明時、本船が、金華山瀬戸を北進中、船長が、付近海域の定置網の敷設状況を海洋状況表示システムなどで事前に確認していなかったため、本件定置網の存在に気付かず、定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、定置網が設置されている海域を航行する際、小型定置網には夜間でも識別可能な標識灯が設置されていない場合があることに留意するとともに、航行予定海域の定置網の敷設情報を海洋状況表示システム、漁具定置箇所一覧図などにより、事前に把握しておくこと。